

情報ファイル



	② 機械および装置	旋盤、ボーグ ル盤、フライス盤など
方は、平成25年1月1日現在の 資産所有状況を1月31日(木)まで	③ 船舶	ボート、漁船など
一など	④ 航空機	セスナ、ヘリコプタ ーなど
車両および運搬具	⑤ 車両および運搬具	手押し 車、動力運搬車など（自動車 税や軽自動車税の課税対象の 自動車などは除きます）
機、いすなど	⑥ 工具・器具および備品	工具、 類、計算機、レジスター、 机、いすなど
* * * *		
これらの資産を所有している		

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

事業を営まれている皆さんへ
償却資産申告書を
提出してください



に申告してください。

なお、平成25年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成24年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかつた方は、税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム（エ ルタックス）を利用して電子 申告ができます。
詳しくは

<http://www.e-tax.jp/>

提出・問合せ先

258-521111
244 (内線 245)

家屋を取り壊したら
連絡してください

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループまで連絡をお願いします。

⑤車両および運搬具
車、動力運搬車など（自動車
税や軽自動車税の課税対象の
自動車などは除きます）

⑥工具・器具および備品
類、計算機、レジスター、
机、いすなど

これらの資産を所有して

これらの資産を所有している方は、平成25年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(木)まで

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループまで連絡をお願いします。昨年取り壊した家屋については、来年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらず連絡をお願いします。電話連絡も受け付けています。



や、家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

市税務グループ
（内線245）
258-244

保存版 高浜市にお住まいの皆様限定
赤司法書士法人
代表司
愛知県名古屋市中

100人いれば、100通りの解決方法がある

赤野事務所では、相談者様1人1人の内容をよく聞き取り、適切な解決方法をご提案いたします。

過払金返還請求

任意整理・破産・個人再生
借り入れをして
何年も返済で苦しんでませんか?

まずはお気軽にお電話ください。

0120-316-830

今なら相談無料
午前9時~午後7時(土日祝可)
赤野事務所 [検索](#)
<http://ekano-Law.com>